

記載例

東京都
都税総合事務センター所長 殿

過誤納還付金の受領に関する委任状

※ 必ず、記載例を確認の上、A・B・C欄を全て記入してください。

年 月 日

受付印（事務所）

A [委任者（納税義務者）]

〒

住所

氏名
(名称)

電話番号

現住所を記入

納税通知書に記載されている住所から変更された場合は、変更が確認できる住民票等（コピー可）を添付

受任者（自動車販売会社等）から提出される場合は、**実印（印鑑証明書または印鑑登録証明書（コピー可。等倍に限る。）添付）**を押印願います。**スタンプ印は使用しないでください。**

受付番号（還付管理課）

屋号（法人格無し）の場合は代表者名も記入してください。

記

C [受任者（過誤納金の受領者）]

〒 176-0000

住所 練馬区豊玉北〇丁目〇番地〇号

氏名
(名称) ○〇〇自動車販売株式会社

電話番号 03-5946-〇〇〇〇

納税義務者名を記入
氏名等を変更された場合は、変更が確認できる謄本（コピー可）を添付

課税年度4月1日現在の**都内**の登録番号を記入

下記の過誤納還付金について、還付及び充當に関する通知の受領、還付金の受領に関する一切の権限を受任者に委任します。ただし、過誤納還付金が本状提出後6ヶ月以内に発生しなかった場合は本委任を解除します。

B [過誤納金の内容] 全項目記入必須

自動車登録番号	品川〇〇〇あ1111 (課税年度4月1日現在の都内の登録番号)
課税年度	令和 〇 年度
税金の種類 (※)	自動車税 ・ 自動車税環境性能割 【該当するものを○で囲んでください。】
発生理由	① 抹消登録（予定含む） 2 減免 3 二重納付（領収証書（原本）添付） 4 その他（ ） 【該当理由を○で囲んでください。】

御注意

- 委任状は、**委任者が自署・押印（実印）**してください。また、受任者から提出される場合は、委任者の**印鑑証明書または印鑑登録証明書（コピー可。ただし、等倍かつ明瞭なものに限る。）**を添付してください。
- 楷書で明瞭に記入してください。また、「鉛筆」や「摩擦熱で消せる筆記具」等、消せる筆記具は使用しないでください。
- 一度提出された委任状等は原則として返却しません。**ただし、委任状に記載・押印等の**漏れ・不備**があった場合は返却することがあります。
- 抹消登録により過誤納還付金が発生する場合は、**抹消登録した日の翌日から3日目（土日・祝日を除く）**までに提出してください。
それ以後の提出分は納税義務者に還付されることがあります。なお、**抹消予定として事前提出も**できます。
- 委任状を提出された場合でも、納税義務者に未納の徴収金（都税等）があるときは、**地方税法第17条の2第1項等の規定により当該未納金の徴収金に充當又は委託納付されるため、委任状の受任者に還付されません（充當又は委託納付された結果は受任者宛てに通知されます。）**。
- 提出先：東京都都税総合事務センター還付第二班【〒176-8526 練馬区豊玉北6-13-10-4F TEL03-5946-6816】（原則郵送）**

過誤納還付金の受領に関する委任状

※ 必ず、記載例を確認の上、A・B・C欄を全て記入してください。

年 月 日

A [委任者 (納税義務者)]

〒	印
住所	
氏名 (名称)	
電話番号	

受付印 (事務所)
受付印 (還付管理課)
受付番号 (還付管理課)

下記の過誤納還付金について、還付及び充当に関する通知の受領、還付金の受領に関する一切の権限を受任者に委任します。
ただし、過誤納還付金の本状提出後6ヶ月以内に発生しなかった場合は本委任を解除します。

記

B [過誤納金の内容] 全項目記入必須

自動車 登録番号	(課税年度4月1日現在の都内の登録番号)
課税年度	令和 年度
税金の種類 (※)	<input checked="" type="radio"/> 自動車税 ・ <input type="radio"/> 自動車税環境性能割 <small>【該当するものを○で囲んでください。】</small>
発生理由	1 抹消登録 (予定含む) 2 減免 3 二重納付 (領収証書 (原本) 添付) 4 その他 () <small>【該当理由を○で囲んでください。】</small>

C [受任者 (過誤納金の受領者)]

〒	印
住所	
氏名 (名称)	
電話番号	

御注意

- ① 委任状は、委任者が自署・押印 (実印) してください。また、受任者から提出される場合は、委任者の印鑑証明書または印鑑登録証明書 (コピー可。ただし、等倍かつ明瞭なものに限る。) を添付してください。
- ② 楷書で明瞭に記入してください。また、「鉛筆」や「摩擦熱で消せる筆記具」等、消せる筆記具は使用しないでください。
- ③ 一度提出された委任状等は原則として返却しません。ただし、委任状に記載・押印等の漏れ・不備があった場合は返却することがあります。
- ④ 抹消登録により過誤納還付金が発生する場合は、抹消登録した日の翌日から3日目 (土日・祝日を除く) までに提出してください。
それ以後の提出分は納税義務者に還付されることがあります。なお、抹消予定として事前提出もできます。
- ⑤ 委任状を提出された場合でも、納税義務者に未納の徴収金 (都税等) があるときは、地方税法第17条の2第1項等の規定により当該未納金の徴収金に充当又は委託納付されるため、委任状の受任者に還付されません (充当又は委託納付された結果は受任者宛てに通知されます。)
- ⑥ **提出先：東京都都税総合事務センター還付第二班【〒176-8526 練馬区豊玉北6-13-10-4F Tel.03-5946-6816】 (原則郵送)**